

# 資料編



鏡池（高山市）

## 環境に関する県民等意識調査の結果

### 調査の概要

本計画の策定に当たって、より多くの県民・事業者等の方からの声を聴取し、計画内容に反映させるため、環境に関する意識調査（アンケート調査）を実施しました。

アンケート調査は、県民と事業者・NPO等を対象として行いました。

#### 《県民》

- (1) 調査地域 岐阜県
- (2) 調査対象 20歳以上の男女（選挙人名簿より層化2段無作為抽出）
- (3) 標本数 2,000人
- (4) 調査期間 平成22年1月～2月
- (5) アンケート有効回答数 1,116件（回収率55.8%）

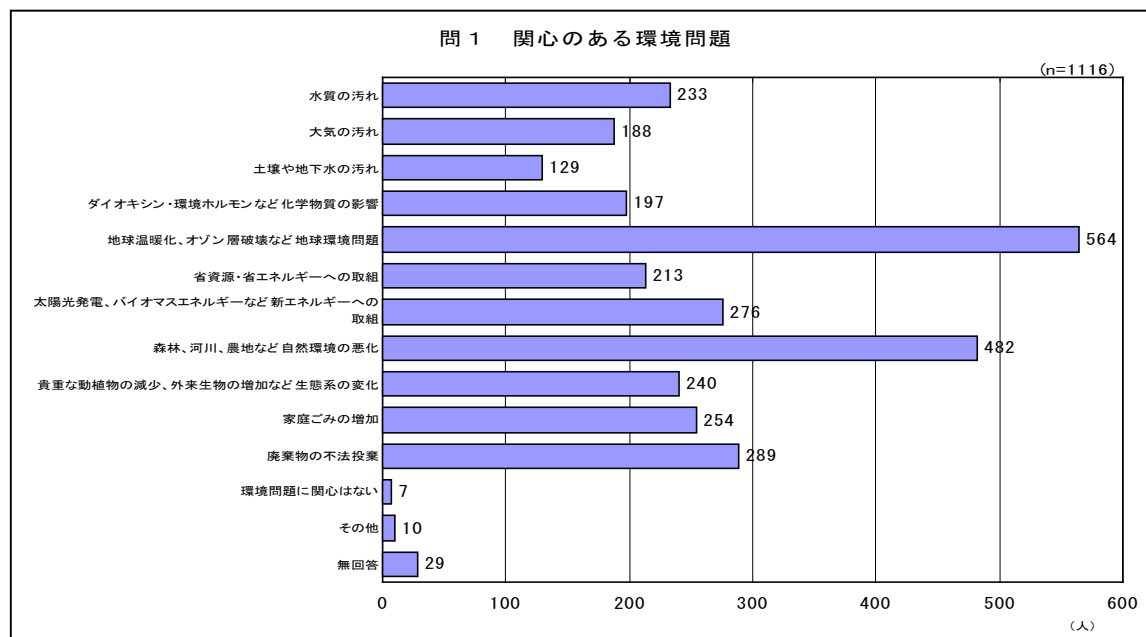
#### 《事業者・NPO等》

- (1) 調査地域 岐阜県
- (2) 調査対象 事業者・NPO等（環境づくり県民会議メンバー、環境系NPO法人等）
- (3) 標本数 218団体
- (4) 調査期間 平成22年1月～2月
- (5) アンケート有効回答団体数 151件（回収率69.3%）

## 県民

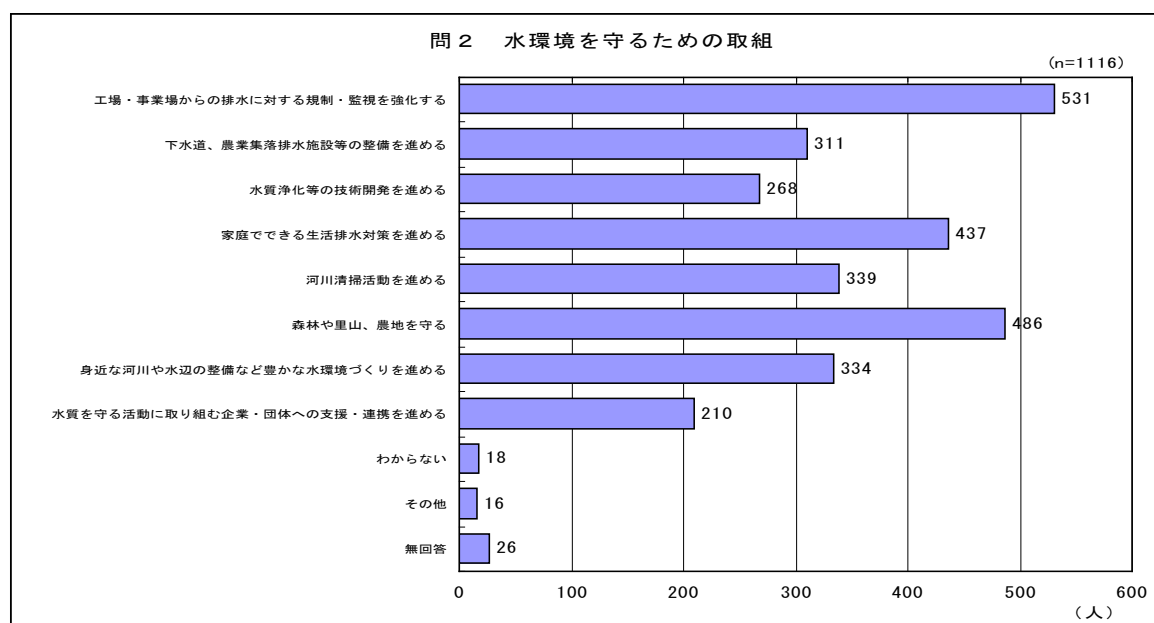
## (1) 関心のある環境問題

さまざまな環境問題を11項目設定し、関心のある環境問題を調査しました(3項目までの複数選択)。  
その結果、「地球温暖化、オゾン層破壊など地球環境問題」が最も多く、次いで「森林、河川、農地など自然環境の悪化」、「廃棄物の不法投棄」が挙げられました。



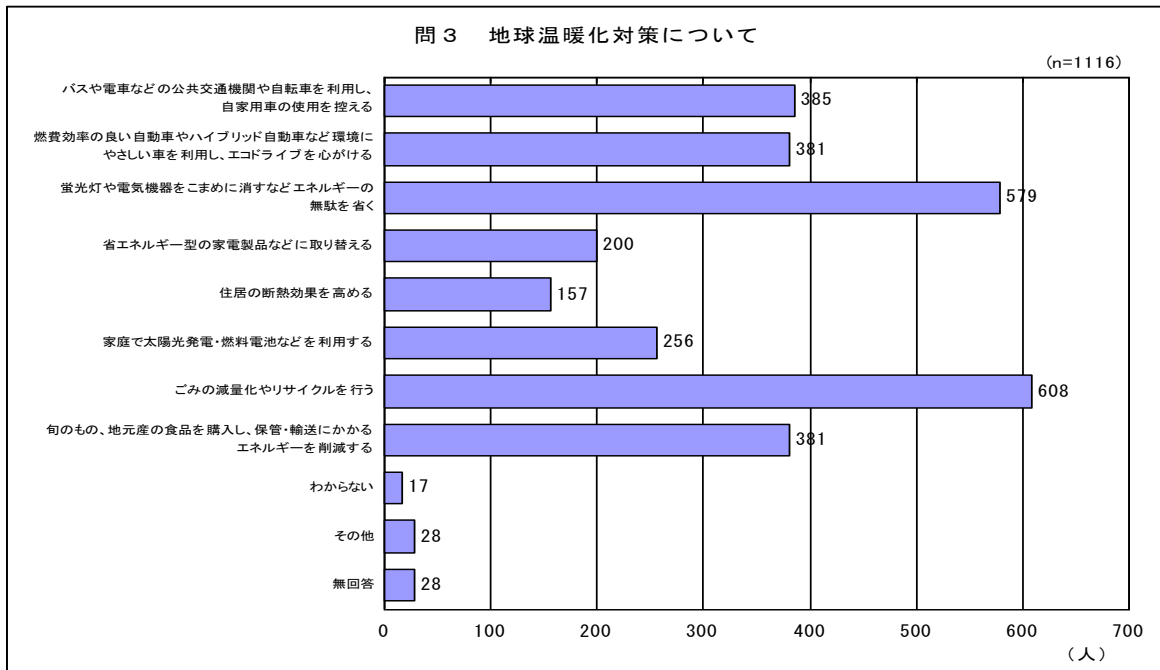
## (2) 水環境の保全

水環境を守るための取組みとして行政に望むことを8項目設定し、調査しました(3項目までの複数選択)。その結果、「工場・事業場からの排水に対する規制・監視を強化する」が最も多く、次いで「森林や里山、農地を守る」、「家庭でできる生活排水対策を進める」が挙げられました。

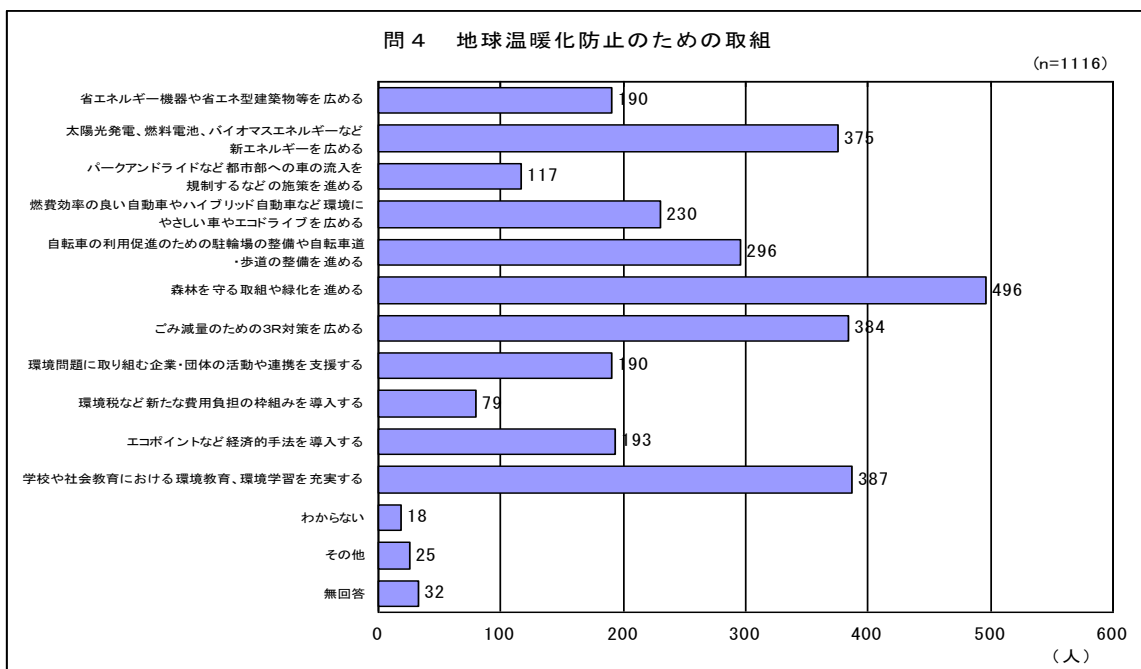


### (3) 地球温暖化対策

地球温暖化防止のために一人ひとりが取組むべき事柄を8項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「ごみの減量化やリサイクルを行う」が最も多く、次いで「蛍光灯や電気機器をこまめに消すなどエネルギーの無駄を省く」、「バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、自家用車の使用を抑える」が挙げられました。



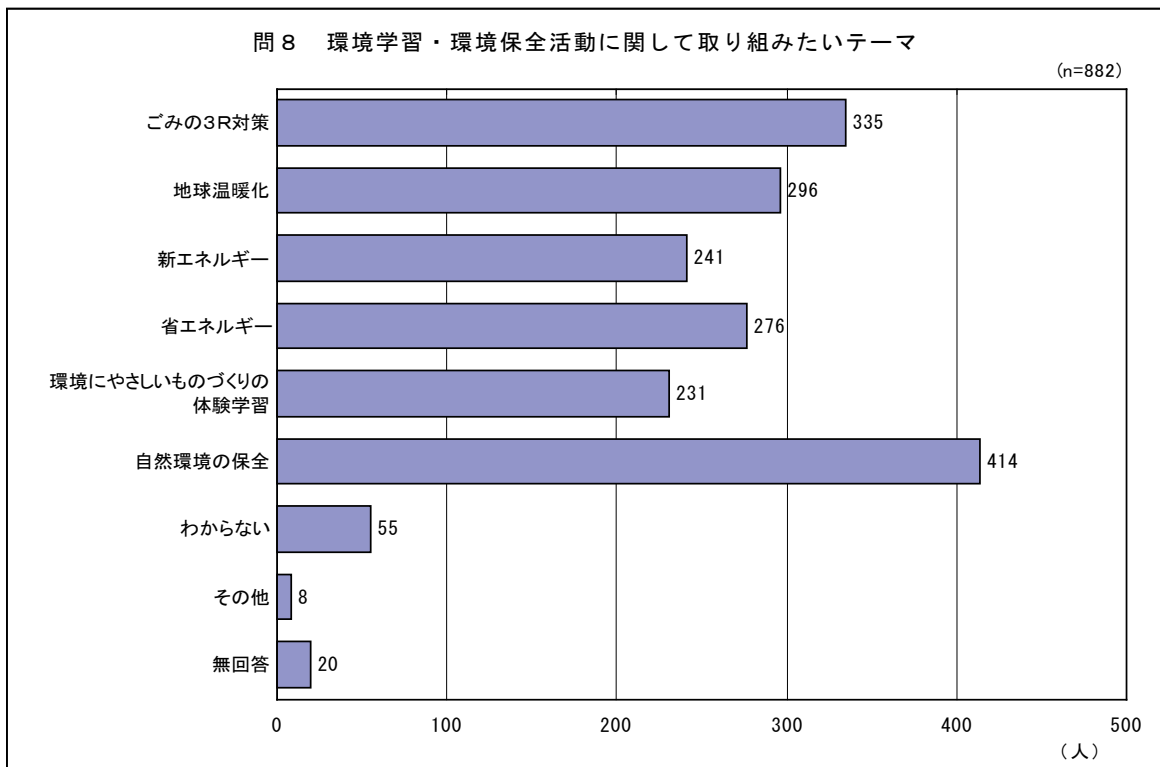
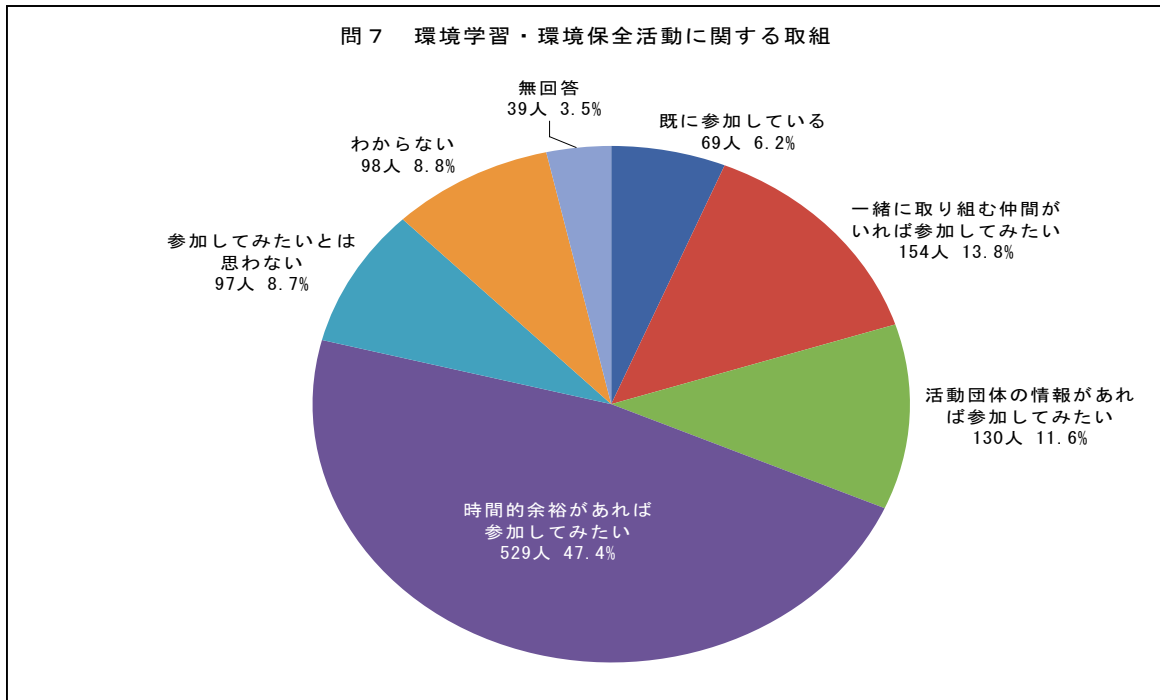
また、地球温暖化防止のための取組みとして行政に望むことを11項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「森林を守る取組や緑化を進める」が最も多く、次いで「学校や社会教育における環境教育、環境学習を充実する」、「ごみ減量のための3R対策を広める」が挙げられました。



(6) 環境学習・環境保全活動

環境問題に関する学習会や環境保全活動への参加状況を調査したところ、既に参加している人が6%程度にとどまった半面、70%以上の人々が、「時間的な余裕」や「活動団体に関する情報」、「一緒に取り組む仲間」があれば参加したいとの意向がありました(問7)。

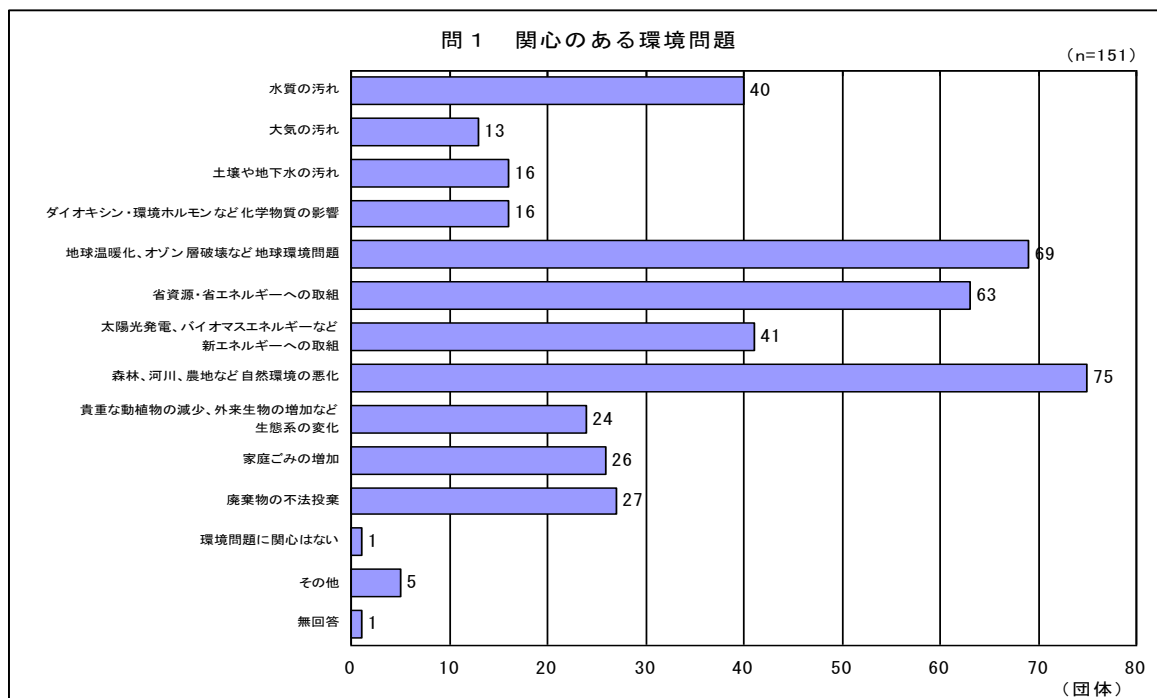
また、取り組みたいテーマについては、「自然環境の保全」が最も多く、次いで「ごみの3R対策」、「地球温暖化」が挙げられました(問8)。



事業者・NPO等

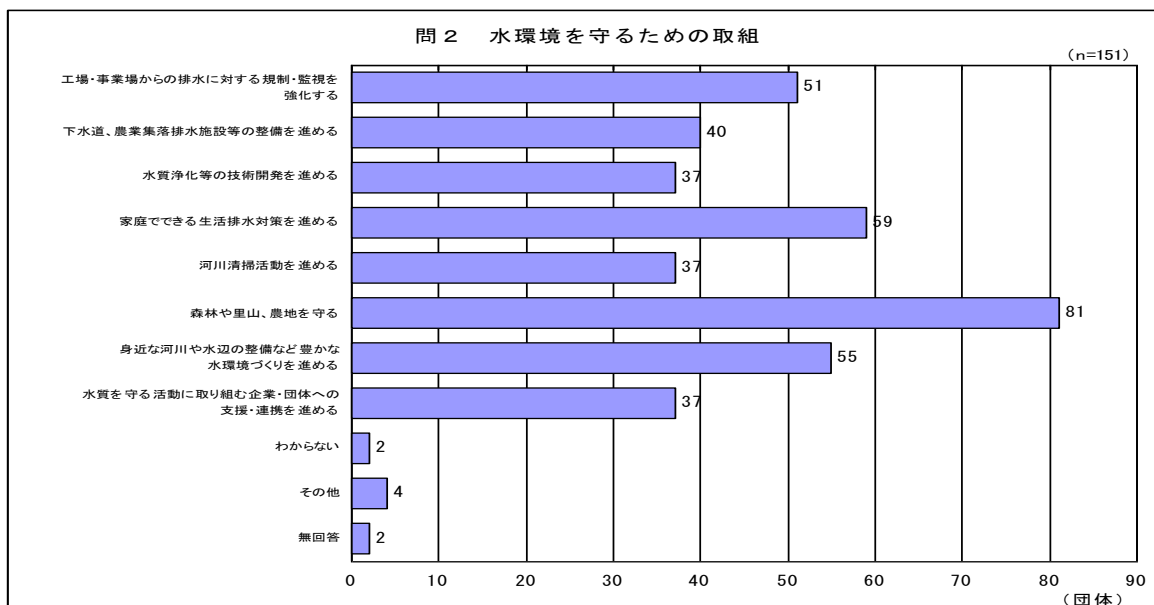
(1) 関心のある環境問題

さまざまな環境問題を11項目設定し、関心のある環境問題を調査しました(3項目までの複数選択)。  
その結果、「森林、河川、農地など自然環境の悪化」が最も多く、次いで「地球温暖化、オゾン層破壊など地球環境問題」、「省資源・省エネルギーへの取組」が挙げられました。



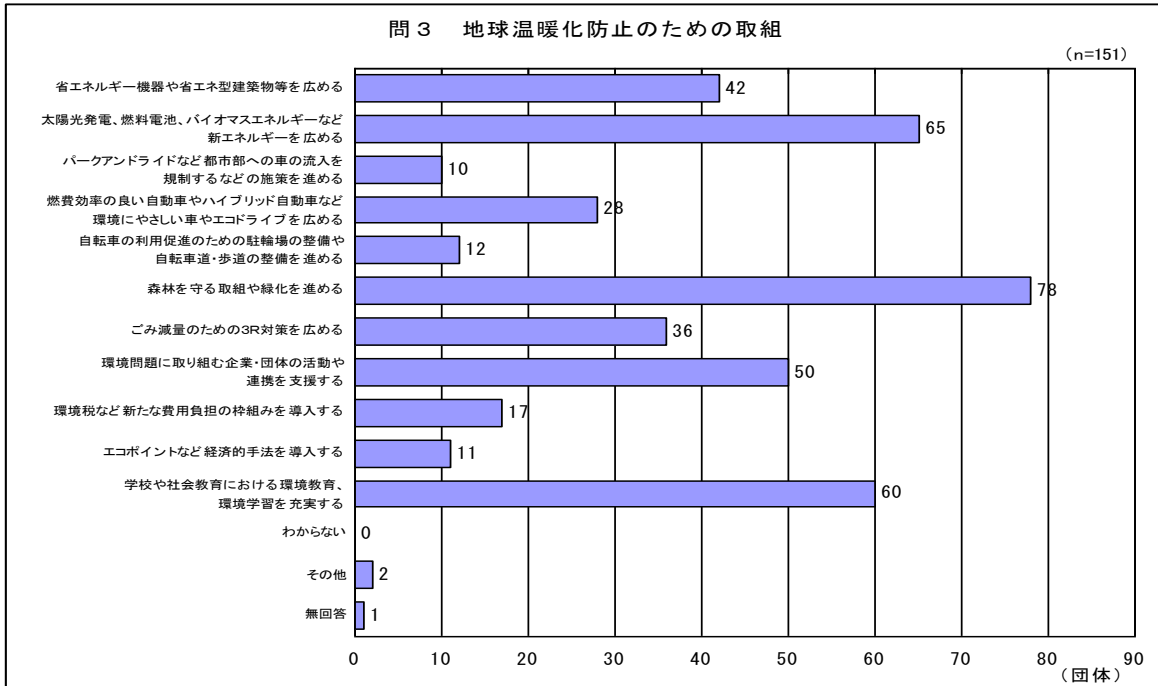
(2) 水環境の保全

水環境を守るための取組みとして行政に望むことを8項目設定し、調査しました(3項目までの複数選択)。その結果、「森林や里山、農地を守る」が最も多く、次いで「家庭でできる生活排水対策を進める」、「身近な河川や水辺の整備など豊かな水環境づくりを進める」が挙げられました。



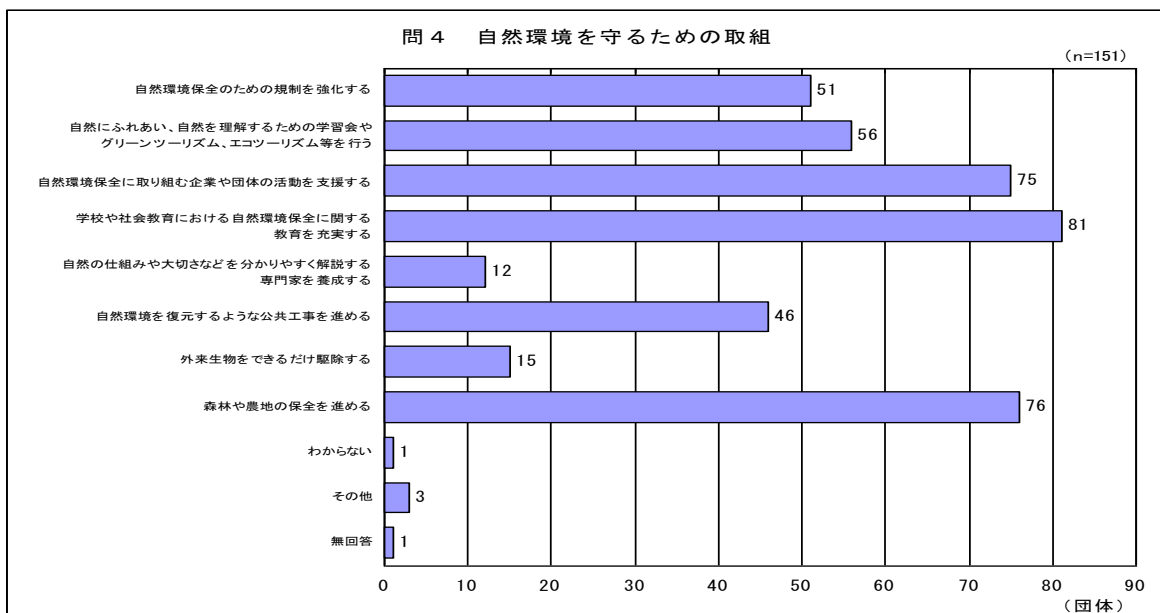
### (3) 地球温暖化対策

地球温暖化防止のための取組みとして行政に望むことを11項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「森林を守る取組や緑化を進める」が最も多く、次いで「太陽光発電、燃料電池、バイオマスエネルギーなど新エネルギーを広める」、「学校や社会教育における環境教育、環境学習を充実する」が挙げられました。



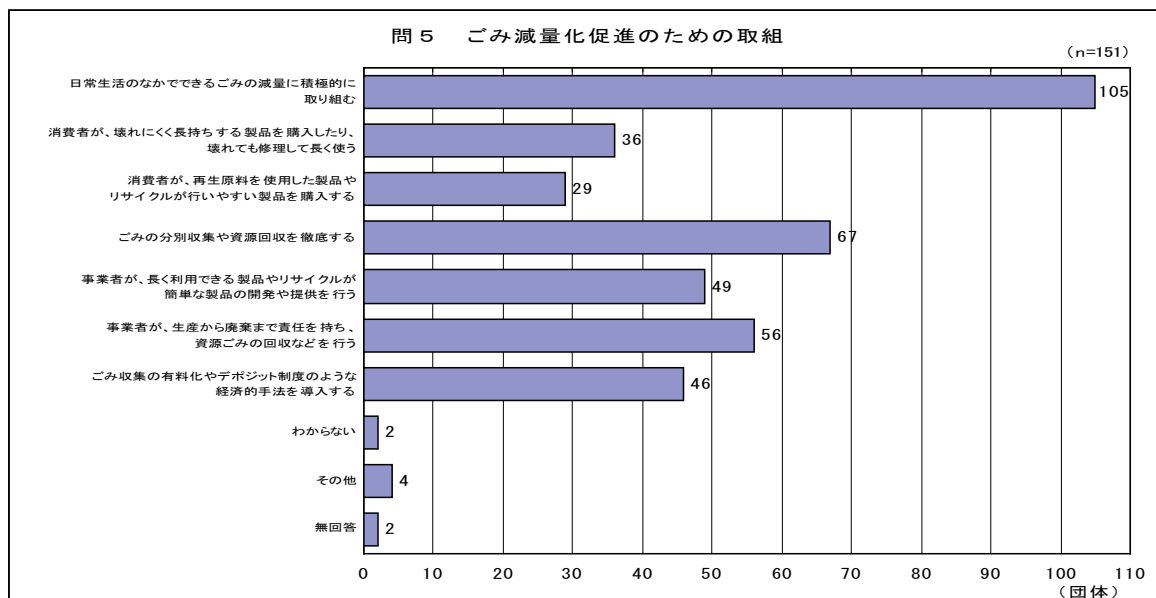
### (4) 自然環境

自然環境保全のための取組みとして行政に望むことを8項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「学校や社会教育における自然環境保全に関する教育を充実する」が最も多く、次いで「森林や農地の保全を進める」、「自然環境保全に取り組む企業や団体の活動を支援する」が挙げられました。



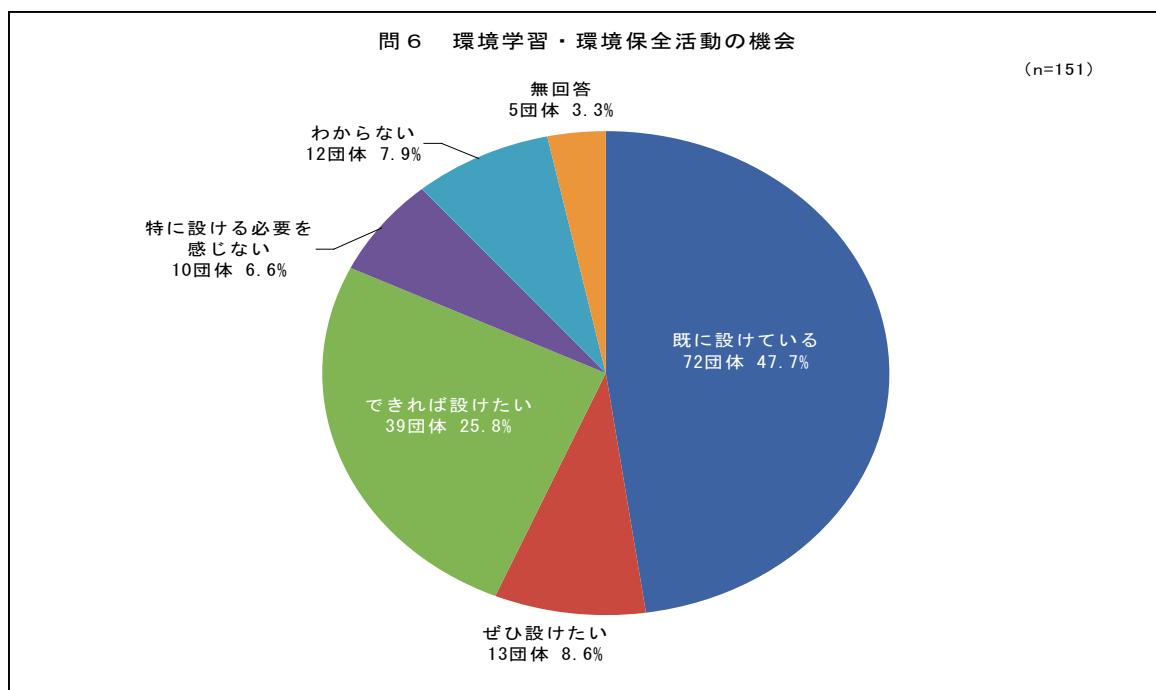
### (5) ごみ問題

ごみ減量化を促進するための効果的な取組みを7項目設定し、調査しました(3項目までの複数選択)。  
その結果、「日常生活の中でできるごみの減量に積極的に取り組む」が最も多く、次いで「ごみの分別収集や資源回収を徹底する」、「事業者が、生産から廃棄まで責任を持ち、資源ごみの回収などを行う」が挙げられました。

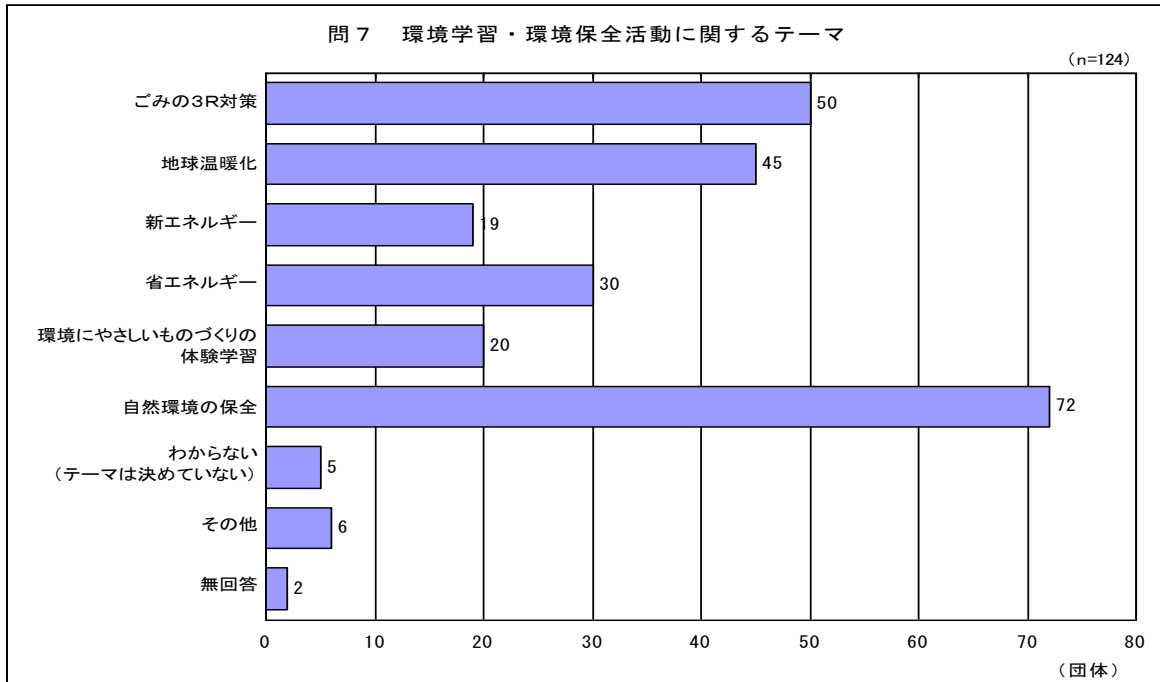


### (6) 環境学習・環境保全活動

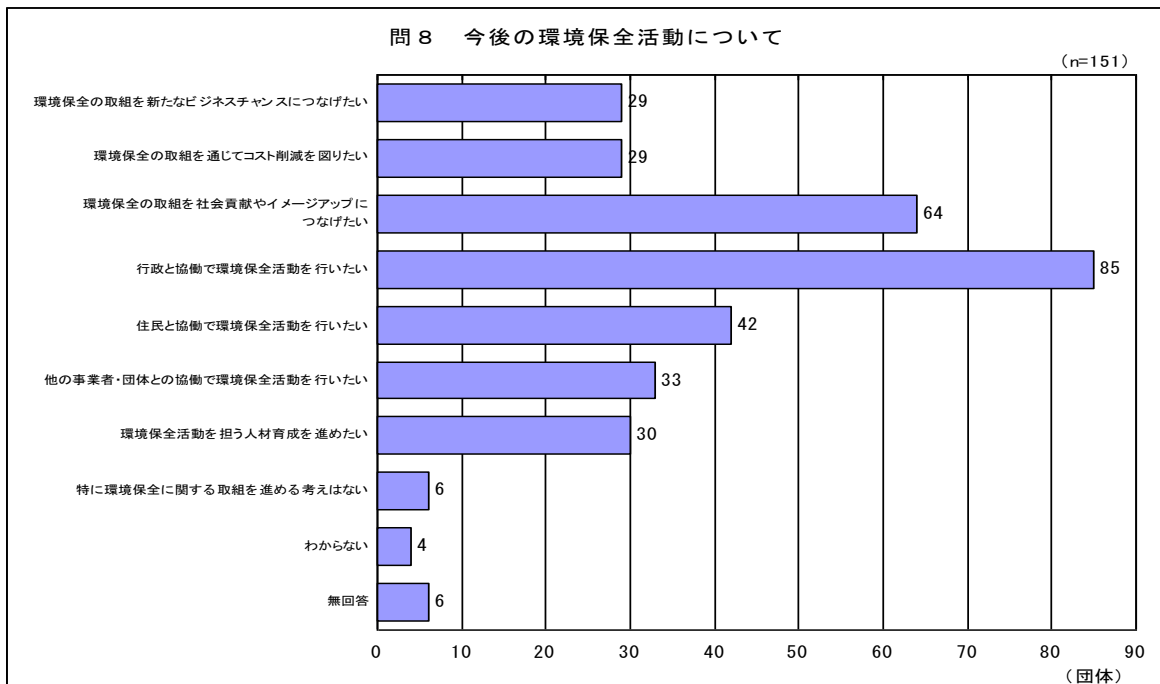
環境問題に関する学習会や環境保全活動の機会の提供について調査したところ、約半数の団体が既にそうした機会を設けており(問6)、また、「既に設けている」あるいは、「今後設けたい」と考えている事業所・団体のテーマについては、「自然環境の保全」が最も多く、次いで「ごみの3R対策」、「地球温暖化」が挙げられました(問7)。





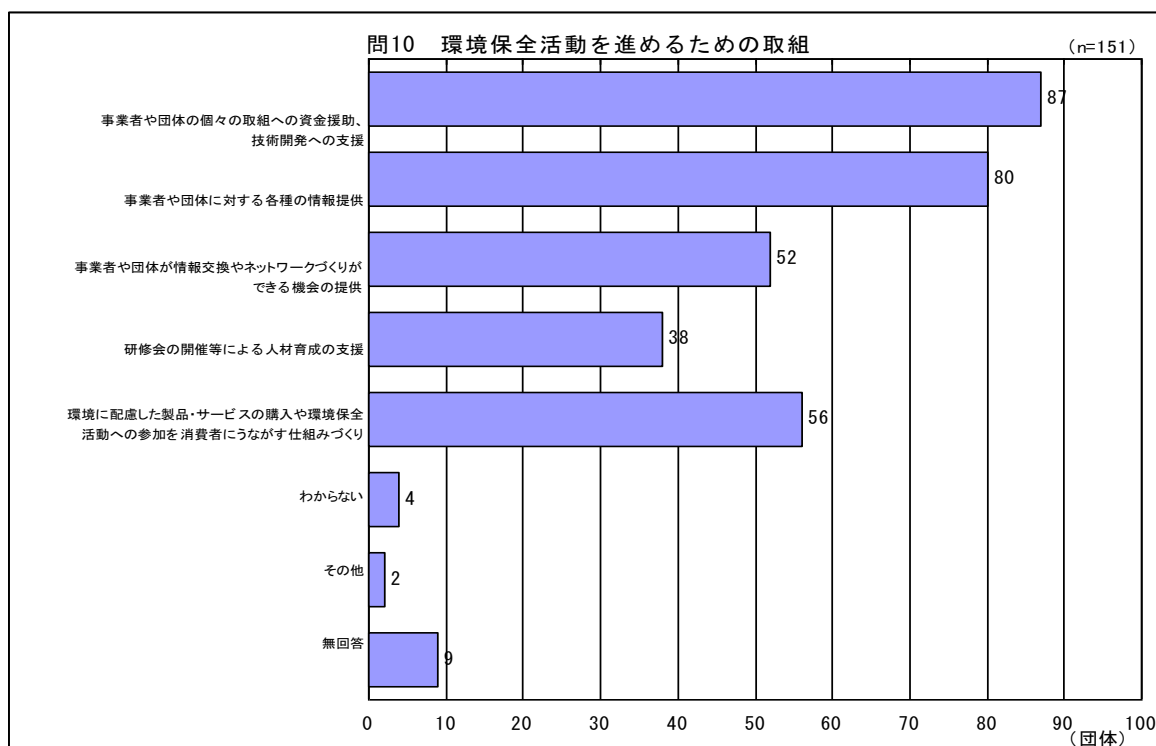
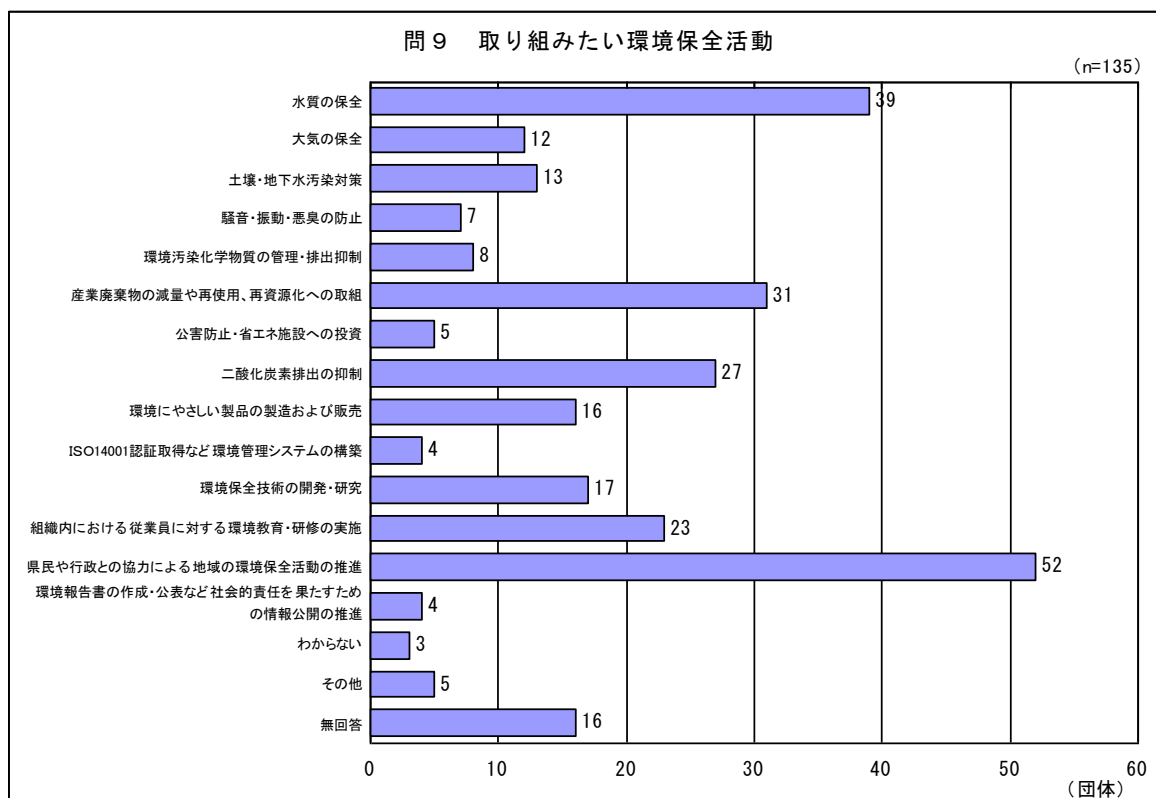


さらに、今後の環境保全活動についての考えを8項目設定し、調査しました(3項目までの複数選択)。その結果、「行政と協働で環境保全活動を行いたい」が最も多く、次いで「環境保全の取組を社会貢献やイメージアップにつなげたい」、「住民と協働で環境保全活動を行いたい」が挙げられました。



加えて、今後、環境保全の取組みとして努力したいものを調査したところ、「県民や行政との協力による地域の環境保全活動の推進」が最も多く、次いで「水質の保全」、「産業廃棄物の減量や再使用、再資源化への取組」が挙げられました(問9)。

その際、行政に対しては、「事業者等の取組への資金援助、技術開発への支援」及び「各種情報提供」を望む意見が多く挙げられました(問10)。



# 岐阜県環境基本条例 (平成7年岐阜県条例第9号)

[沿革] 平成12年岐阜県条例第2号改正  
平成23年岐阜県条例第13号改正

## 目次

### 前文

### 第1章 総則 (第1条—第9条)

### 第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策 (第10条—第29条)

### 第3章 地球環境の保全の推進等 (第30条・第31条)

### 附則

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、過去から現在へ永い年月の間、自然と共生しながら、生活の歴史を刻み、個性ある文化をつくり出してきた。

しかし、今日、物質的な豊かさを求める人間生活や、エネルギー及び資源を大量に消費する社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしている。そして人類の生命活動にも危害をもたらしつつある。

地球全体も私たちのふるさと岐阜県も、将来の世代まで、豊かで、快適で、健康に良い環境を保持しなければならない。

このため、私たちは、あらためて自然のもたらす恵みに深く思いをめぐらすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環で成り立っていることを認識し、従来以上に環境の保全に努力するのみならず、さらに豊かで快適な環境を積極的につくり出すという新たな決意の下に、県民、事業者及び行政が一体となって、優れた自然環境を誇る岐阜県らしい人間と自然の共生を実現できる社会を築いていかなければならない。

ここに、すべての県民の参加と協働により、健康に良い豊かで快適な環境を保全し、さらに創出し、将来の世代まで継承するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本理念を定め、並びに県

民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

### (定義)

**第2条** この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

**第3条** 豊かで快適な環境の保全及び創出は、大気、水、土壌等からなる環境を良好な状態に保持することにより、県民の健康を確保することを目的として行われなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において県民が良好な環境の恵みを受るとともに、これを将来

の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 3 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

- 第4条** 県民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。
  - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
  - 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

- 第6条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 一 公害の防止に関する事項
  - 二 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、県民の健康を保護し、及び増進するための環境の確保に関する事項
  - 三 野生生物の保護その他の生物の多様性の確保に関する事項
  - 四 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出に関する事項
  - 五 個性豊かで良好な景観の保全及び創出並びに歴史的文化的資産の保全に関する事項
  - 六 環境の美化その他良好な生活環境の確保に関する事項
  - 七 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事項
  - 八 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び再利用に関する事項
  - 九 地球環境の保全に関する事項
  - 十 前各号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する事項

(市町村との連携等)

- 第7条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行うその区域における自然的社会的条件に応じた豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

(県民環境の日)

- 第8条** 県民及び事業者の間に、豊かで快適な環境の保全及び創出についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、県民環境の日を設ける。
- 2 県民環境の日は、毎月第二土曜日とする。

(清流月間)

**第8条の2** 豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で森林から生み出される清流が果たす役割の重要性に鑑み、清流についての関心と理解を深めるとともに、清流の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、清流月間を設ける。

- 2 清流月間は、毎年七月とする。
- 3 県は、清流の保全についての関心と理解を深めるための啓発活動その他清流月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(年次報告等)

**第9条** 知事は、毎年、県議会に環境の状況並びに県が豊かで快適な環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を、毎年、公表しなければならない。

## 第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

**第10条** 知事は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標
  - 二 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の方向
  - 三 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する配慮の方針
  - 四 前3号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する重要事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県環境審議会及び市町村長の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県民の意見の反映)

**第11条** 県は、環境基本計画の策定及び変更並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県の施策と環境基本計画との整合等)

**第12条** 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

- 2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

**第13条** 県は、土地の形状の変更、工作物の建設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創出について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への配慮の促進)

**第14条** 県は、開発事業者が、その事業の実施に当たり、環境への配慮が必要と認められる事業について開発事業者が配慮すべきものとして県が定める事項に即し、自ら積極的に環境を保全し、及び創出することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

**第15条** 県は、豊かで快適な環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

**第16条** 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境総括責任者の設置の促進)

**第17条** 知事は、事業者が、事業活動を行うことに伴う環境への負荷を低減すること並びに事業活動を豊かで快適な環境の保全及び創出に資するものとするに関する業務を総括管理する責任者を設置することを促進するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

**第18条** 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するものとする。

(良好な景観の保全等)

**第19条** 県は、地域の特性を活かした良好な景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的環境その他の快適な環境の保全及び創出を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

**第20条** 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民、事業者及び市町村による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

る。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物処理対策の促進)

**第21条** 県は、生活環境の保全を図るため、県民、事業者及び市町村と協働して、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の安全な処理、廃棄物の再利用その他の廃棄物の適正な処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の推進等)

**第22条** 県は、県民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の豊かで快適な環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

**第23条** 県は、県民、事業者又はこれらの者で構成する団体（以下「県民等」という。）による県土を魅力あるものとするための活動その他豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった県民等を顕彰するものとする。

(環境に関する情報の提供)

**第24条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

**第25条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全及び創出、地球環境の保全その他環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

**第26条** 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第27条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等との協力)

**第28条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(豊かで快適な環境の保全及び創出のための推進体制の整備)

**第29条** 県は、県民、事業者、市町村及び県が協働し、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

### 第3章 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

**第30条** 県は、地球環境の保全が県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境

の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国等及びその他の関係機関と協力し、地球環境の保全に関する調査及び研究、環境の状況の監視、観測及び測定、海外の地域等への環境の保全に関する技術の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する行動計画の策定等)

**第31条** 県は、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

#### 附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2から4まで 略

#### 附 則 (平成12年岐阜県条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成23年岐阜県条例第13号)

この条例は、公布の日（平成23年3月23日）から施行する。

## 岐阜県環境基本計画の策定経過

### 平成21年度

平成22年	1月～2月	環境に関する県民等意識調査
	2月23日	岐阜県環境審議会〔諮問・企画政策部会に付託〕

### 平成22年度

平成22年	4月30日	庁内に岐阜県環境基本計画策定協議会を設置
	7月16日	岐阜県環境審議会企画政策部会 〔現行計画に基づく取組みの検証及び計画骨子案の審議〕
	9月6日	岐阜県環境審議会 〔計画骨子案の審議〕
	9月24日	岐阜県議会循環社会・防災対策特別委員会〔計画骨子案を説明〕 岐阜県議会が開催する説明会〔計画骨子案を説明〕
	10月12日	岐阜県議会厚生環境委員会〔計画骨子案を説明〕
	10月19日	市町村との意見交換会（岐阜圏域・西濃圏域）
	10月20日	市町村との意見交換会（中濃圏域）
	10月21日	市町村との意見交換会（東濃圏域）
	10月22日	市町村との意見交換会（飛騨圏域）
	10月29日	岐阜県環境審議会企画政策部会〔計画案の審議〕
	11月19日	岐阜県環境審議会企画政策部会〔計画案の審議〕
	12月7日	計画案に対する市町村長への意見照会（12月24日まで）
	12月8日	計画案に対するパブリックコメント（平成23年1月12日まで）
	12月13日	岐阜県議会厚生環境委員会〔計画案を説明〕
平成23年	1月31日	岐阜県環境審議会企画政策部会〔計画案の審議・部会報告の決定〕 岐阜県環境審議会〔部会報告を受けて審議・答申〕
	2月23日	平成23年第1回定例県議会開会〔議案の提出〕
	2月25日	岐阜県議会が開催する説明会〔計画案を説明〕
	3月14日	岐阜県議会厚生環境委員会〔議案の審議〕
	3月17日	平成23年第1回定例県議会閉会〔議決〕
	3月24日	知事決定



## 環境基本計画の策定にあたってご意見をいただいた機会

岐阜県環境基本計画の策定にあたっては、下記の機会を利用して、県民等の皆様からご意見をいただきました。

- 環境に関する県民等意識調査（平成 22 年 1 月～2 月）
  - ・ 県民 2,000 人及び事業者・NPO 等 218 団体を対象に実施
  
- 各種会合の場等を活用した意見聴取（平成 22 年 5 月～7 月）
  - ・ 延べ 1,076 人を対象に実施
  
- 岐阜県議会
  - ・ 厚生環境委員会（平成 22 年 10 月、12 月、平成 23 年 3 月）
  - ・ 循環社会・防災対策特別委員会（平成 22 年 9 月）
  - ・ 議会が開催する説明会（平成 22 年 9 月、平成 23 年 2 月）
  
- 岐阜県環境審議会
  - ・ 審議会（平成 22 年 2 月、9 月、平成 23 年 1 月）
  - ・ 企画政策部会（平成 22 年 7 月、10 月、11 月、平成 23 年 1 月）
  
- 県内市町村との意見交換会（平成 22 年 10 月）
  
- 市町村長に対する意見照会（平成 22 年 12 月）
  - ・ 13 市町から 63 件の意見が提出
  
- パブリックコメント（平成 22 年 12 月～平成 23 年 1 月）
  - ・ 7 名から 15 件の意見が提出

## 岐阜県環境審議会委員名簿

平成 23 年 1 月 31 日（答申時）現在  
（敬称略・区分毎に 50 音順に記載）

区分	氏 名	役 職 等
議会	安 田 謙 三	県議会議長
学 識 経 験 者	阿 部 恵 美	池田町エコライフを進める会事務局長
	池 永 輝 之	岐阜経済大学経済学部教授
	伊 藤 圭 子	獣医師
	大 野 信 彦	県市長会（土岐市長）
	岡 崎 和 夫	県町村会副会長（池田町長）
	岡 安 大 助	中日新聞岐阜支社報道部長
	小野木 三 郎	公募委員（無職）
	神 谷 眞弓子	東海学院大学短期大学部学長
	川 合 千代子	水資源・環境学会員
	櫻 井 靖 雄	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副会長
	佐治木 弘 尚	岐阜薬科大学教授
	佐 藤 健	岐阜大学工学部教授
	澤 野 都	岐阜新聞社編集局報道本部報道部主任
	芝 英 則	弁護士
	竹 中 昌 子	県地域女性団体協議会会長
	田 中 俊 弘	岐阜薬科大学特命教授
	永 田 知 里	岐阜大学大学院医学系研究科教授
	中 谷 敬 子	県商工会女性部連合会会長
	野 村 昭 子	県生活学校連絡協議会副会長
	原 富美子	県林業グループ連絡協議会副会長
平 田 亨	公募委員（サービス業）	
堀 内 孝 次	岐阜大学名誉教授	
簗 輪 幸 代	弁護士	
村 瀬 典 康	公募委員（建築士）	
行 政 機 関	荒 川 嘉 孝	中部経済産業局資源エネルギー環境部長
	市 原 信 男	中部地方環境事務所長
	辻 村 豊	岐阜地方気象台長
	中 川 一 郎	東海農政局企画調整室長
	野 田 徹	中部地方整備局企画部長

## 諮問・答申

### 諮 問

環政第661号  
平成22年2月23日

岐阜県環境審議会  
会長 池永 輝之 様

岐阜県知事 古 田 肇 印

### 新たな岐阜県環境基本計画の策定について（諮問）

今後の岐阜県の豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本条例（平成7年岐阜県条例第9号）第10条第1項に定める環境基本計画を策定するに当たり、同条例第10条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

### 諮 問 理 由

本県では、平成18年3月に、岐阜県環境基本条例第10条第1項に基づく「岐阜県環境基本計画」（平成8年3月策定、平成13年3月改定）を策定し、環境の保全及び創出に関する取組を推進してきました。この計画は、環境行政に関する政策総点検の結果を反映し、行政の取組だけでなく、県民、地域住民組織、NPO、事業者といった各主体が、協働して環境の保全及び創出に関して取り組むべき方針を定めております。この計画の計画期間は平成18年度から平成22年度までの5年間としており、計画期間が終了する来年度には、これまでの環境行政の進捗状況を検証し、今後の県の環境行政の基本目標と施策の方向を定める新たな計画の策定を行う必要があります。

最近では、地球温暖化問題に対し、気候変動枠組条約に基づいて京都議定書に代わる新たな国際的な枠組みづくりについて活発な議論がなされており、我が国においても中長期目標の設定や対策の強化が進められつつあります。また、生物多様性の危機が叫ばれる中、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催も契機として、生物多様性保全の取組を強化していく必要があります。さらに、世界の人口増加や途上国の経済発展等に伴い資源制約が懸念さ

れる中で、3Rの推進等により循環型社会づくりを進め、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

このような背景から、今般、環境の時代といわれる中で、本県における豊かで快適な環境の実現を目指し、取り組むべき環境行政の基本方針とするため、新たな岐阜県環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものであります。

答 申

環審第1号  
平成23年1月31日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県環境審議会  
会長 池永 輝之 印

新たな岐阜県環境基本計画の策定について（答申）

平成22年2月23日付け環政第661号で諮問のありました標記について、別添のとおり答申します。

当審議会は、諮問を受けて以降、審議を企画政策部に付託し、現行計画に基づく取組みの成果を検証し、それにより明らかとなった課題や、県民や事業所・団体に対するアンケート調査や意見聴取、さらには、市町村長への意見照会やパブリックコメントの中で提出された意見を踏まえて真摯な議論を重ね、別添のとおり「岐阜県環境基本計画（案）」として答申を取りまとめました。

この計画は、「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」の開催を契機に高まりを見せた、森・川・海が一体となった自然環境保全に対する意識の高まりを受け、今後、「清流」を本県のアイデンティティとして守り、活かし、伝えていくため、『県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり』を基本理念としています。

「自然共生社会ぎふづくり」をはじめとする5つの基本施策は、基本理念である「清流の国ぎふ」を実現するための今後の県環境行政の基本的な方向を明らかにするものです。

知事におかれましては、この答申に基づき、速やかに「岐阜県環境基本計画」を定め、施策を着実に推進されますことを望みます。

[別添（計画書）略]

## 環境用語集

### 【あ行】

#### アイドリングストップ

自動車排ガスによる大気汚染の防止とともに、二酸化炭素の排出量削減による地球温暖化防止を図るため、駐停車時に自動車のエンジンを停止すること。アイドリングストップ装置やそれを搭載した車両も開発・販売されている。

#### 悪臭物質

不快な臭いの原因となって生活環境を損なうおそれのある物質を指し、化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物が主で、その他に低級脂肪酸などがあげられる。「悪臭防止法(昭和46年第91号)」では、悪臭の代表的な構成成分であるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル等22の物質を「特定悪臭物質」に指定している。

臭いは、人間の主観的判断によるものであるため、個人によっては法に定められたもの以外についても悪臭と感ずる場合がある。

#### アスベスト

絶縁、断熱性に優れているため、建築物の柱などへの吹きつけやタイル、ボードなどの建築資材や電気製品、自動車部品等、用途が広い。これが粉じんとなって大気中に飛散し、長期間大量に吸引することにより、中皮腫や肺ガンなどを発症する可能性があり、現在日本では使用が禁止されている。

#### 1 工事 1 配慮運動

農業農村整備事業の工事を行う際に、コスト縮減に取り組みつつ、少しの工夫で環境との調和に配慮した整備を行い、地域の生態系(魚やカエルなど)や棚田に代表される景観などの農村資源を守っていく運動。

#### 一般環境大気測定局

大気汚染状況の常時監視を行うために設置されている測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視するものをいう。

#### 一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをい

い、人の日常生活から排出されるゴミやし尿がその主なものである。

市町村は、一般廃棄物の処理に関する総合的な責任を有しており、市町村の定める一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の処理等を行うこととされている。

#### EV・PHVタウン

電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)の本格普及に向けた実証実験に関する経済産業省のモデル事業。選定したモデル地域において、自治体、地域企業等が連携し、EV・PHVの導入、環境整備(充電インフラや普及啓発)を集中的に行い、普及モデルの確立を図る。

#### 魚つき保安林

水生昆虫類の餌となる落ち葉の供給、樹木や下草が地表を覆うことによる水質の濁り防止、水面へ木陰をつくることによる水温上昇抑制等の機能の発揮を目的として、森林法に基づいて一定の伐採制限や開発行為の制限等を課した森林。

#### エコツーリズム

従来型の観光とは異なり、自然環境や歴史文化を対象とし、住民の伝統的な生活様式を含めた地域生態系を破壊することなく観察・体験することを目的とする新しい旅行形態をいう。

#### エコマーク商品

環境保全型商品とも呼ばれ、使用・廃棄時に環境への負担が少なく、資源・エネルギー・水を節約する、リサイクルしやすい・したもの、製造・流通過程で環境に負荷のかかる物質を使わないなど、環境の保全に役立つ性格を有する商品をいう。(財)日本環境協会が環境の保全に寄与していると認定した商品について「エコマーク」を使用・表示できる。

#### 汚水処理人口

公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティプラントによる処理可能区域内の人口及び前記処理可能区域外の合併処理浄化槽による処理人口の合計。

## オゾン層

成層圏下層（上空約 10～50km の層）には、大気中のオゾン（ $O_3$ ）の約 90%が集まって高濃度の層を形成しており、これをオゾン層という。オゾン層は太陽から降り注ぐ紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収している。

## オゾン層の破壊

ある種のフロンガス（例えばフロン 11、12、113）が大気中に放出されると、これらの物質は非常に分解されにくいいため、成層圏にまで達し、そこで強い紫外線により分解され、種々の化学反応を経てオゾンが分解される。成層圏のオゾンが減少すると、地表に達する紫外線の量が増大し、皮膚ガンや、白内障等の眼疾患の増加や免疫機能の低下、農作物の品質低下、水生生物への悪影響をもたらす恐れがあるといわれている。

## 汚濁負荷量

①汚濁物質の全発生量、又は汚濁水全量に含まれる汚濁物質の総量で日排出量で表される。

汚濁負荷量(kg/日)

＝濃度(mg/l)×総水量( $m^3$ /日)× $10^{-3}$

②「水質汚濁防止法」では、「汚濁負荷量」を「指定項目で測定される汚濁の総量（絶対量）」と定義（第 4 条の 2）している。閉鎖性水域の水質改善のための総量規制の項目として、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びびりん含有量が指定されている。

## 汚泥

工場排水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程で出る泥状のものなどをいい、排水処理施設からの汚泥、パルプ廃液汚泥などがある。

農業集落排水から発生する汚泥は汚水中に浮遊する物質や微生物の死骸が沈殿したものである。

## オフセット・クレジット（J-VER（Japan Verified Emission Reduction））制度

国内で実施される温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトにより実現された排出削減・吸収量をカーボン・オフセット（「カーボン・オフセット」参照）に用いられる信頼性の高いクレジット（J-VER）として認証する制度。環境省が平成 20 年 1 月に創設。

## 温室効果ガス

気候変動枠組条約の京都議定書では、二酸化炭素、

メタンなど 6 種類の温室効果ガスが定められている。

地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収することにより、地表を暖める働きがあるガスのこと。

## 【か行】

### 化学物質リスクコミュニケーション

事業者による「化学物質の管理」に関する情報や、「化学物質のリスク」に関する情報を、事業者と地域住民との間で共有化し、その情報についてお互いに意見交換を行うこと。

これにより、事業者と地域住民との間に信頼関係ができるだけでなく、事業者の取組に対して地域住民の意見が反映されることから、従来の規制とは異なった化学物質の管理の改善が図られるものと期待されている。

### 下層植生

植栽の時期や樹種構成の関係により樹冠が 2 層以上の構造を有している森林において、下位の層にある樹冠を構成する木及び草本類からなる植物集団。

### カドミウム

延性、展性に富み、電気メッキや顔料、合成樹脂安定剤、蓄電池極板、合金等に用いられているが、有毒であり「イタイタイ病」の原因物質といわれている。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害、肝臓障害、血液変化（白血球・赤血球の減少）等の症状が起こることもある。

### カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという取組み。

### カワゲラウオッチング

水に親しみながら、川に棲むカワゲラなどの水生昆虫の調査を行い、河川の水質を判定するとともに、調査を通じて水質保全の必要性を認識する取組み。

### 感覚による川の評価方法

特別な知識や機材を用いずに「感覚」を使って水

辺の様子を評価する岐阜県独自の川の評価方法。視覚や嗅覚を利用して川の状態を調べ、川底の見え方、水のおいしさ、ゴミの量など6項目を4段階で評価する。

### 環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境への影響について事前に調査、予測及び評価を行うこと。

### 環境影響評価に係る事後調査

工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査のこと。以下の場合に、環境への影響の重大性に依りて環境保全措置の一つとして検討し、調査を実施するもの。

- ・予測の不確実性が大きい場合
- ・効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等

### 環境基準（※）

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁（公共用水域、地下水）、土壌汚染及び騒音について「環境基本法（平成5年法律第91号）」に定められている。

上記の他、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）」において、大気、水質、土壌及び河川底質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められている。環境保全施策を総合的に実施していく上での行政上の到達、維持の目標値として位置づけられている。

### 環境教育、環境学習

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育・学習活動のこと。

### 環境創出協定

地域的な公害防止対策に地球環境保全・化学物質対策を加え、自主管理・自主目標を設定するとともに、環境負荷に関する情報を全面的に公開することを内容とした三者（企業、市町村、県）による協定。

### 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律。平成15年制定。

### ぎふクリーン農業

化学肥料・化学合成農薬の適正で効率的な使用とそれらに代わる各種代替技術の利用により、化学肥料（窒素成分）及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べていずれも30%以上削減した栽培のこと。

### 岐阜県埋立て等の規制に関する条例

土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民生活の安全を確保することを目的とする条例。平成18年制定。

### 岐阜県環境配慮事業所（E工場）

化学物質の適正管理をはじめ、地球環境保全対策、緑化への取組及び地域の環境保全活動に積極的に取り組む事業所をE工場として登録し、広く公表することで企業の環境保全意識を高め、社会的に評価を高める制度。

### 岐阜県希少野生生物保護条例

絶滅のおそれのある希少な野生生物を守り、岐阜県の貴重な財産を次代に継承することを目的に制定された条例。希少野生生物のうち、特に保護を図ることが必要なものを「指定希少野生生物」として指定し、全県で捕獲、採取を禁止するとともに、必要があるときは生息地、生育地を保護区に指定し、開発行為を規制することとしている。平成15年制定。

### 岐阜県公害審査会

公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、あつせん、調停、仲裁を行う組織。13名の委員で組織され、委員は議会の同意を得て知事が任命し、弁護士のほか、公害防止に関する専門家や社会経験豊かな有識者で構成されている。

### 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例

産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図り、もって産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全

に寄与することを目的とする条例。平成 21 年制定。

#### 岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱

市町村との協働により、地下水の常時監視等を通じ地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水の汚染事故が発生した場合に迅速かつ適切に対応するために必要な手続きについて定めている要綱。

#### 岐阜県地球温暖化防止基本条例

地球温暖化の防止について、県、事業者、県民及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出抑制等を促進するための条例。平成 21 年制定。

#### 岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例

森林が有する二酸化炭素の吸収作用を維持し、又は向上させ、もって地球温暖化の防止に寄与するために、岐阜県が事業者（森林整備を主たる業とする者を除く。）による森林づくり活動を推進することを目的とする条例。平成 20 年制定。

#### 岐阜県リサイクル認定製品

リサイクル製品の利用促進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図るため、平成 9 年 6 月に岐阜県が全国で初めて認定制度を創設した。主に県内で発生する循環資源を原材料に用い、県内で製造された再生品で、この制度に基づいて、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められた製品をいう。

#### グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

#### グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

#### 溪畔林（けいはんりん）

河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるもの。

#### 健康項目

環境基準が定められた項目のうち、人の健康の保

護に関する項目のこと。カドミウムなどの重金属、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物等が該当する。

これに対して pH や大腸菌群数など生活環境の保全に関する項目は、生活環境項目と略される。

#### 建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。コンクリートや木材など特定の建設資材について、その分別解体や再資源化等を通じて、資源の有効利用及び廃棄物の減量等を促進することで、生活環境の保全等に寄与することを目的とした法律。この法律により、一定規模の工事を行う場合は、発注者による工事の事前届出や受注者から発注者への再資源化等の実施報告などが義務づけられている。平成 12 年制定。

#### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される酸性物質で、光化学スモッグの原因物質となる。

#### 光化学スモッグ

光化学オキシダント（光化学オキシダント参照）や視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいう。

#### 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理施設を設置しているものは除かれる。

#### コロニー

鳥類などの集団繁殖地のこと。カワウのコロニーは、本県では 1 箇所確認されている。コロニーは繁殖期以外は「ねぐら」（休憩地で夜間眠る場所のこと）として使用されている。

#### コンポスト（※）

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいう。



### 【さ行】

#### 再生可能エネルギー（クリーンエネルギー）

非化石エネルギーにおいて、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。後述する新エネルギーの他、大規模水力、海洋エネルギー等が含まれる。

#### 里山（林）

集落の近くにあつて、地域住民が日常生活の中で、生活用燃料や堆肥を作るための落ち葉の採取等に利用している、あるいは、利用していた森林。近年では周辺の水辺や農地を含めて里山として扱う場合もあり、生物の生息空間としての重要性が見直されている。

#### 産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、製紙業等から出る紙くず、木製品製造業等から出る木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、畜産業に係る動物の糞尿等をいう。

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務がある。

#### 酸性雨

工場・事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され、硫酸、硝酸等となって取り込まれた酸性の強い雨のこと。

一般に清浄な雨でも大気中の炭酸ガスによって飽和されて pH5.6 程度となっているので、それ以下の pH の雨水を酸性雨という。近年日本各地で pH4.0 以下を記録することもまれではなく、北ヨーロッパやアメリカ北東部では、強酸性の雨により森林、湖沼等の生態系に重大な影響を及ぼしている。

#### シアン

メッキ工場などで使用されたり、化学反応により合成されて生成する極めて毒性の強いシアン化合物をいう。摂取すると、通常では数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん及び体温降下をおこし、数分で死亡することもある。

#### CSR（Corporate Social Responsibility）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合

理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

#### COD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）

水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物が過マンガン酸カリウム等の酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算した値をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

#### ジクロロメタン（※）

発がん性の疑われている有機塩素系溶剤の一種で、無色透明の液体、不燃性、水に難溶である。金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使用されるなど、洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても分解されにくく、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。

#### 次世代エネルギーインフラ

太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たな技術を最適に組み合わせたクリーンで高効率な「次世代のエネルギー供給システム」。県営都市公園「花フェスタ記念公園」、民間複合施設「クックラひるがの」等、県内5箇所を整備。

#### 自然環境保全協定

「岐阜県自然環境保全条例（昭和47年条例第17号）」第36条に基づき、一定規模以上の開発行為に対し、自然環境の保全のために必要な事項等を内容とする協定書を事業者と知事との間で締結する制度。

#### 自然環境保全地域

「自然環境保全法（昭和47年法律第85号）」第12条には、(1)原生自然環境保全地域、(2)自然環境保全地域、(3)都道府県自然環境保全地域の3種の保全地域が規定されている。(1)(2)は岐阜県にはない。(3)については「岐阜県自然環境保全条例（昭和47年条例第17号）」第14条に基づき、優れた自然環境を有し、保全していくことが特に必要な地域を知事が指定し、地域内での行為を規制し、すぐれた自然環境を保全している。この条例に基づいて指定されるのは、自然環境保全地域と緑地環境保全地域の2種類である。

### 自然共生工法

河川全体の自然の営みを視野に入れ、時に猛威をふるう自然の力から生命、財産を守り、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出することに効果のある工法の総称。

### 自然公園

国内の優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るために、「自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）」第 5 条及び「岐阜県立自然公園条例」第 4 条に基づき指定する区域をいう。自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の 3 種類がある。

### 自然保護員

県内の自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等において、自然環境を保全するために巡視する県の非常勤職員。

### 地盤沈下面積

沈下を示す水準点が 3 点以上隣接している地域の面積のこと。

### 循環型社会

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

### 循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済み製品等や副産物等）のうち有用なものを指す。

### 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてエネルギー使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために昭和 54 年に制定された。

工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めており、住宅・建築物分野では、大

規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の是正措置命令や、中小規模の建築物の省エネ処置に関する届出等が規定されている。

### 浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。「浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）」の改正等によって、単独処理浄化槽（し尿のみを処理し、台所、風呂場などの生活排水の処理を行わない浄化槽）の新設は実質的に禁止されているため、現在では単に浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味する。

### 小水力発電

小水力発電には厳密な定義はなく比較的小さな水力発電の総称であり、中小河川や農業用水路などの高低差を利用した水力発電のこと。

### 新エネルギー

非化石エネルギーの中で、経済性の面における制約から普及が十分でないが、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの。具体的には太陽光、風力、中小水力、太陽熱、雪氷熱、バイオマス等がある。

### 針広混交林（しんこうこんこうりん）

針のような葉を持った「針葉樹」と、平たくて広い葉を持つ「広葉樹」が混ざり合って成立している森林。

### 親水施設

川や沼、ため池や用水路などの一部を「親水（水とのふれあい）」という機能を持たせるように整備した施設。水遊びの場、散策、レクリエーションや水生生物にふれあう場などとして利用される。

### 水源かん養（機能）

洪水を緩和させる、流量を安定させるなど、森林のもつ水資源を保全する働き。

### 水質汚濁防止法

国民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的として、工場及び事業場から公共用水域に排出

される水及び水の地下への浸透を規制するとともに、工場及び事業場等から排出された汚水等によって人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めた法律。昭和 45 年制定。

### 水質環境基準の類型指定

水質環境基準は、人の健康保護に関する項目と生活環境の保全に関する項目がある。前者は県内の全ての水域について同じ基準であるが、後者は水域の利用目的に応じて、AAからEの6段階に類型化された基準のいずれかを当てはめて指定することとなっている。

### 水質総量規制

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の閉鎖性水域の富栄養化が問題になっており、これを改善するために、閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減を図る制度。これは、濃度規制とは異なり、事業場から排出される汚濁物質の総量（濃度×水量）を規制するものであるため、各事業場において汚濁物質の絶対量を削減する必要がある。

### 水準測量

標高を求める測量のこと。

### 水田魚道

メダカやドジョウなどの生き物が、田んぼで生息できるように、水路間の落差や水田と水路の落差をつなぎ、水のネットワークを再生させるために設置した魚道。

### 3R（スリーアール）

リデュース（Reduce、発生抑制）、リユース（Reuse、再使用）、リサイクル（Recycle、再生利用）の3R（頭文字）により、循環型社会形成を進めようという考え方。

### 生活排水

炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い、公共用水域に排出される水をいう。生活排水は、下水道や合併処理浄化槽に接続している家庭では、し尿とともに処理されるが、そのほかの家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因となっている。

### 生態系

生物群集（植物群集及び動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をいう。生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立している。

自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区分され、また生物群集を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区分されている。

### 生物多様性基本法（※）

「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律。「環境基本法（平成5年法律第91号）」の下位法として位置付けられる基本法で、生物多様性に関する個別法に対しては上位法として枠組みを示す役割を果たす。平成20年制定。

### 戦略的環境アセスメント（SEA（Strategic Environmental Assessment））

個別の事業実施に先立つ「戦略的(Strategic)な意思決定段階」、すなわち、政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)の「3つのP」を対象とする環境アセスメントであり、早い段階からより広範な環境配慮を行うことができる仕組み。

### 【た行】

#### ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）」においては、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（C<sub>o</sub>-PCB）を「ダイオキシン類」と定義している。廃棄物の焼却過程が主な発生源となっており、塩素の結びつきによって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、C<sub>o</sub>-PCBは十数種類の異性体に分けられ、これらのうち29種類について毒性があるとされている。

#### 大気汚染防止法

国民の健康の保護や生活環境の保全を目的として、工場及び事業場から事業活動に伴って発生するばい煙等の規制や自動車排出ガスに係る許容限度のほか、大気汚染に関し、人の健康に被害が生じた場合の事業者の賠償責任等を定めた法律。この法律に基づき、地域の自然・社会的条件により、都道府県が該当地域のばい煙発生施設から発生するばい煙等について、

国の定める許容限度より厳しい排出基準を定めることができる。昭和 43 年制定。

### Change マイライフ

岐阜県民が取り組む地球温暖化防止活動のローガン。マイバッグ、マイボトルの使用やマイカー使用の自粛など、県民一人ひとりがライフスタイルを変えることを提案している。

### 地下水位(※)

井戸の水面を標高で表したもので、被圧地下水の場合は帯水層の水圧をあらわすこととなる。

### 地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが、産業革命以降人類の活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、濃度が急激に増加したことが原因と考えられている。

### 中間処理

一般的に廃棄物の最終処分に至るまでに行われる様々な無害化、安定化・減容化処理等をいう。具体的な方法としては、焼却、中和、溶融、脱水、破砕、圧縮、コンクリート固化などがある。

### 鳥獣害対策相談員

県が開催する養成講座を受講し、現地で農作物に対する鳥獣被害対策の指導にあたる者。

### 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」第 28 条に基づき野生鳥獣の保護を図ることを目的に、その捕獲を禁止する区域として指定されるもの。この区域において、特に鳥獣の保護又は生息地の保護を図る必要があるところとして「特別保護地区」に指定されると、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為が制限される。

### 低公害車

大気汚染物質の排出が従来の自動車よりも少ないなど、環境への負荷が少ない自動車の総称。天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などがある。

### 底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連しており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。

### テトラクロロエチレン

エーテルのような芳香臭のある無色透明の液体である。ドライクリーニング用洗剤、金属の脱脂洗剤、一般溶剤などに使用されている。揮発性有機化合物の一種で、洗剤、溶剤として優れた特性を持つ反面、環境中に排出されても分解されにくく、地下水汚染の原因物質でもある。

### 天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然現象が生じている土地を含む。）で国や都道府県、市町村にとって学術的価値が高いもののうち、国や都道府県、市町村が文化財として指定したものをいう。

### 特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）（平成 16 年法律第 78 号）」第 2 条に規定される生物（平成 22 年 2 月 1 日現在 97 種類。）であり、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されるが、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども対象に含まれる。なお、外来生物法では、特定外来生物の飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入等が原則として禁止されているほか、国、地方公共団体等により防除を行うこととなっている。

### 特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために、公害関係法令では、「特定施設」という概念を設けている。

「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）」では「ばい煙、揮発性有機化合物又は粉じんを排出する」施設、「水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）」では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、「騒

音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）」では「著しい騒音を発生する」施設、また「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）」では「ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設」をいい、政令でその種類、規模、容量等の範囲が定められている。

#### 特定鳥獣保護管理計画

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」第 7 条に基づき都道府県知事が定める計画で、都道府県の区域内において生息数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合、その鳥獣の生息状況などを勘案して、長期的な観点から、その鳥獣を保護するための管理に関する計画を策定している。岐阜県ではニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの 4 種類の鳥獣について策定している。

#### 特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする都市緑地法第 12 条に規定された制度。

#### 土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により土壌汚染対策を実施し、国民の健康を保護することを目的とする。平成 14 年制定。

#### トリクロロエチレン

揮発性を有し、不燃性でクロロホルム臭のある無色透明の液体である。金属、機械部品の洗浄剤、一般溶剤、塗料のシンナーなどに使用される。揮発性有機化合物の一種で、洗浄剤、溶剤として優れた特性を持つ反面、環境中に排出されても分解されにくく、地下水汚染の原因物質でもある。

#### 【な行】

#### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

無色、刺激性の強いガスで、匂いを感じ、1～10ppm 程度で、目に刺激を与え、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用がある。

#### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

赤褐色の刺激性の気体であり、水に溶解しにくいので、肺深部に達し肺水腫等の原因となる場合がある。

#### 燃料電池

水素と大気中の酸素とを化学的に反応させることによって直接電気を発生させる装置。窒素酸化物、硫黄酸化物を排出せず、環境特性に優れたクリーンな発電装置である。

#### 農業生産工程管理（GAP（Good Agricultural Practice））

適正な農業生産活動の実践を行うため、環境保全や食品安全などの観点から定められた点検項目に沿って農作業を行い、記録、点検・評価、改善を行うことにより農業生産工程の管理を行うこと。

#### 【は行】

#### ばい煙

「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）」では、燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじん及びカドミウム等の有害物質をいう。

#### バイオマスエネルギー

バイオマス（生物資源）エネルギーとは、化石資源を除く、動植物に由来する有機物で、エネルギー源として利用可能なものを指す。バイオマスは利用と同時にバイオマスを育成することによって、排出される二酸化炭素のバランスを考慮しながら利用すれば追加的な二酸化炭素は発生しない。

#### バイオマスプラスチック

石油などの化学資源からではなく、主にトウモロコシや未利用植物資源などの生物由来の有機物から得られたでんぷん・糖類を原料として作られるプラスチックのこと。元来地上にある生物を原料とするため、地上の二酸化炭素の増減に影響を与えない再生可能な資源である。

バイオマスプラスチックは新しい概念のため、未だ世界的に統一された定義は無いが、日本バイオプラスチック協会では、「原料として再生可能な有機資源由来の物質を含み、化学的又は生物学的に合成することにより得られる分子量（Mn）1,000 以上の高分子材料」と定めている。

## 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設には、産業廃棄物を処理する施設と一般廃棄物を処理する施設がある。

産業廃棄物処理施設は、産業廃棄物の中間処理（無害化・減量化など）や、埋め立て処分を行う施設で、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理施設を設置する場合は、都道府県知事等の許可が必要となる。

一般廃棄物処理施設には、一般廃棄物を処理する施設のうち、一定規模以上の焼却処理施設、選別施設、たい肥化施設、破碎施設、し尿処理施設、最終処分場などがある。

民間業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合は、都道府県知事の許可が必要となり、市町村が設置する場合は、都道府県知事に届け出る。

## 鋼製スリット型えん堤

全面がコンクリートのえん堤とは異なり、中央部分が鋼製のスリット型となっているため、通常時は動物や魚類の行動を遮断しないことや安定した土砂を下流に供給するといった特徴があるえん堤。



## P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

化学物質を取り扱う事業者が、化学物質の環境中への排出量や廃棄物として外部へ移動した量を自ら把握してこれを行政に報告し、行政がデータを取りまとめて公表する制度。これによって、行政は、排出源情報を知ることにより、環境リスク対策を進めることができる。事業者は、自己の環境中への排出量を知ることにより、化学物質の適正な管理に役立てることができる。市民は、地域でどんな化学物質が排出されているか知ることにより、環境リスクに対する理解を深めることができる。

## BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物が一定時間（5日間）、一定温度（20度）の下で、微生物によって酸化分解さ

れるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。一般的に魚の生息できる水質はBODが5mg/L以下である。

## ビオトープ

野生生物を意味する Bios と場所を意味する Topos とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」となる。有機的に結びついた生物群、すなわち生物社会（一定の組み合わせの種によって構成される生物群集）の生息空間を意味する。

## ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

## PCB (Polychlorinated Biphenyls : ポリ塩化ビフェニル)

PCBは、化学的に安定しており、熱安定性にも優れた物質で、その用途は、絶縁油、潤滑油、感圧紙、インク等多範囲に及んだ。

カネミ油症事件の原因物質で、環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在、製造は禁止されている。

## 微小粒子状物質

浮遊粒子状物質のなかで、粒径2.5μm以下の小さなもの。

## フードマイレージ (※)

輸入食料の総重量と輸送距離を掛け合わせた値。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージが高いほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。

## 浮遊粒子状物質 (SPM (Suspended Particulate Matter))

自重で落下せず、大気中で浮遊する物質をいう。このうち粒径が10μm (マイクロメートル) 以下のものについては、そのほとんどが気道または肺胞に沈

着し、人の健康に影響を与えることから、「浮遊粒子状物質」として環境基準が定められている。

## フロン

非常に分解されにくい物質で、冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒などに広く使われている。フロンそのものは無毒であるが、オゾン層の破壊によって、紫外線の地上への到達量が増加することにより、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響をもたらすといわれている。また、強力な温室効果ガスでもある。

## 分別収集

ごみを処理するには、ごみの種類ごとに分類されていると処理しやすく、また、資源化、再利用のためにも有効である。このため、通常一般家庭からごみを排出する際に、可燃物、不燃物、粗大ごみなどに分類する分別収集方式がとられている。平成9年から「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集が実施されている。

## pH（ペーハー）

溶液中の水素イオン濃度を表わす指数。7を中性とし、7より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性という。

## ベンゼン

芳香族炭化水素の一種。特有の臭気を持つ無色の揮発性の液体で、溶剤などに用いられる。

## 保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。このような森林は、木を伐ることが制限されたり、木を植えることが義務づけられるなど法律による規制を受ける。

## 包蔵水力

技術的・経済的に開発可能な発電水力資源の量。

## 【ま行】

### 水土里（みどり）

「水」は清い流れの農業用水、「土」は緑豊かな農地、「里」は豊かな自然や農村風景を表しており、「水土里」は豊かな自然環境、美しい農村環境、きれいな水、澄んだ空気など清廉なイメージを表現するための造語。

## 木育

みずみずしい感性の持ち主である幼少期の子どもたちを対象に、森や木とふれあう体験を通じて、人と自然とのつながりを自ら考える豊かな心を育む活動。

## 木育推進員

木育の活動を進めるために、木育や森林環境教育についての知識と技術を持つ者で、県が委嘱した者。保育園や幼稚園などでの木育の普及啓発の活動を実施。

## モンキー ドッグ

ニホンザルによる農作物の被害を防ぐための、サルを追い払う訓練を受けた犬のこと。

## 【や行】

### 野生生物保護推進員制度

希少野生生物の保護に熱意と見識を有する者に、知事が委嘱する（任期3年）。希少野生生物の個体や生息地（生育地）調査や、県民が実施する野生生物保護活動に必要な助言・指導などを行う。

## 【ら行】

### 利用間伐

植栽したスギやヒノキ等の密度管理を目的とした伐採（間伐）のうち、伐採木を木材等に有効利用するもの。

## るる 流々プロジェクト

子どもたちが、自分の住んでいる身近な水路から川までの水の経路を実際に歩くことによって、自分たちの生活が川・海とつながっていることを再認識する授業モデルのこと。

## レッドデータブック

絶滅の危機に瀕している野生動植物の名前、形態の特徴、分布状況、減少要因などを掲載し、その危機の現状を伝え、個体の生息地などの保護・保全活動に結びつけようという目的で作成された報告書のこと。

## 【引用】

（※）が付いている用語については、EIC ネット（独立行政法人国立環境研究所が提供し、財団法人環境情報普及センターが運用）の「環境用語集」（<http://www.eic.or.jp/ecoterm/>）から引用しています。